萩原町自治会のしおり

「明るい住みよい町づくり」をめざして

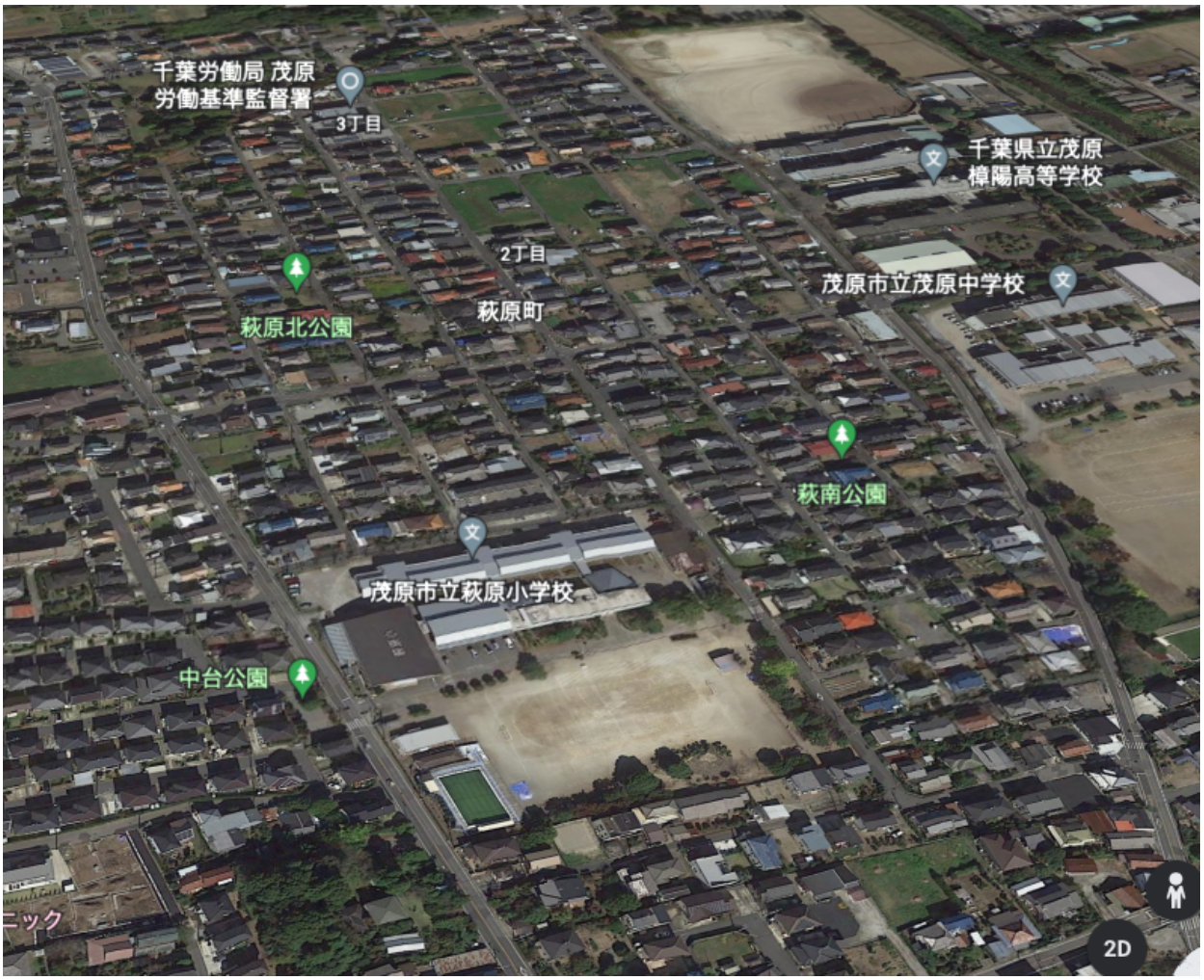

Google Earth より（2022.2.10）

萩原町自治会

2024 年４月版

目　　次

はじめに	1
自治会の組織・運営	1
自治会費・集会所維持費	1
自治会の活動	2
行事、サークル・同好会	3
ゴミの分別と出し方	4
美化活動（草刈りたい）	5
環境保全	6
防災	7，8
会計の状況	9
世帯数・人口・会員の推移	10
萩原町自治会会則	11

萩原町自治会のホームページはこちら

https://hagiwarachou.main.jp/HP/

スマホの方は
この QR コード
からどうぞ

はじめに

萩原町は自然と緑に囲まれ、しかも、小学校、中学校、高等学校にも囲まれた静かな文教地区にあること、また、茂原駅、新茂原駅の両駅にも近いことなどとても恵まれた住環境にあります。

萩原町自治会は1963年（昭和38年）に萩原町の宅地分譲が始まった2年後（昭和40年）に79名の自治会加入戸数でスタートしました。1985年（昭和60年）には現在と同じ規模の320戸までに増加しました。

萩原町自治会は創立以来、町内住民全員が「明るい住みよい町づくり」を合言葉に、環境の整備・美化を心がけています。

自治会の組織・運営

萩原町自治会はきめ細やかな活動を行うために、1丁目から3丁目までを4つのブロック（地区）に分けて、そのブロックを更に5～7つの班に分けています。役員は会長1名、副会長2名（民生担当と総務担当）、会計1名、会計監査2名、班長24名からなります。それぞれの役割は次の通りで、班長の任期は1年、それ以外の役員の任期は2年となっています。

（1）会長：会を代表し、会務を整理する
（2）民生：防犯・防火・防災、生活環境、集会所のメンテナンス
（3）総務：会議の段取り、文書の作成・管理および事務全般
（4）会計：自治会費・集会所維持費・建設基金特別会計の収支管理
（5）会計監査：3つの会計の収支を照合し、その経理事務が妥当であることを確認する
（6）班長：自治会と住民のパイプ役、役員候補の選出、集会所・公園掃除の実行、自治会費・募金の集金

自治会の最高議決機関は総会で、毎年4月に総会を開き、事業報告、決算、事業計画、予算、役員の選任等について審議し決定します。

会長、副会長、会計、会計監査による役員会を毎月第1木曜日に開き、総会で決定した事業等についての具体的な活動の計画や進捗確認を行います。

班長会議は年3回行われ、年度の活動内容の確認、進捗確認、一年のまとめをそれぞれ行います。

自治会費・集会所維持費

自治会費は月額 200 円を前期 6 ヶ月、後期 6 ヶ月分の2回にまとめて徴収しています。それとは別に集会所維持費を半年毎に 200 円ずつ集めています。

任意ですが、その他に緑の羽募金、赤十字募金、社会福祉協議会、歳末助け合い募金等の募金を行うことで各種支援を行っています。

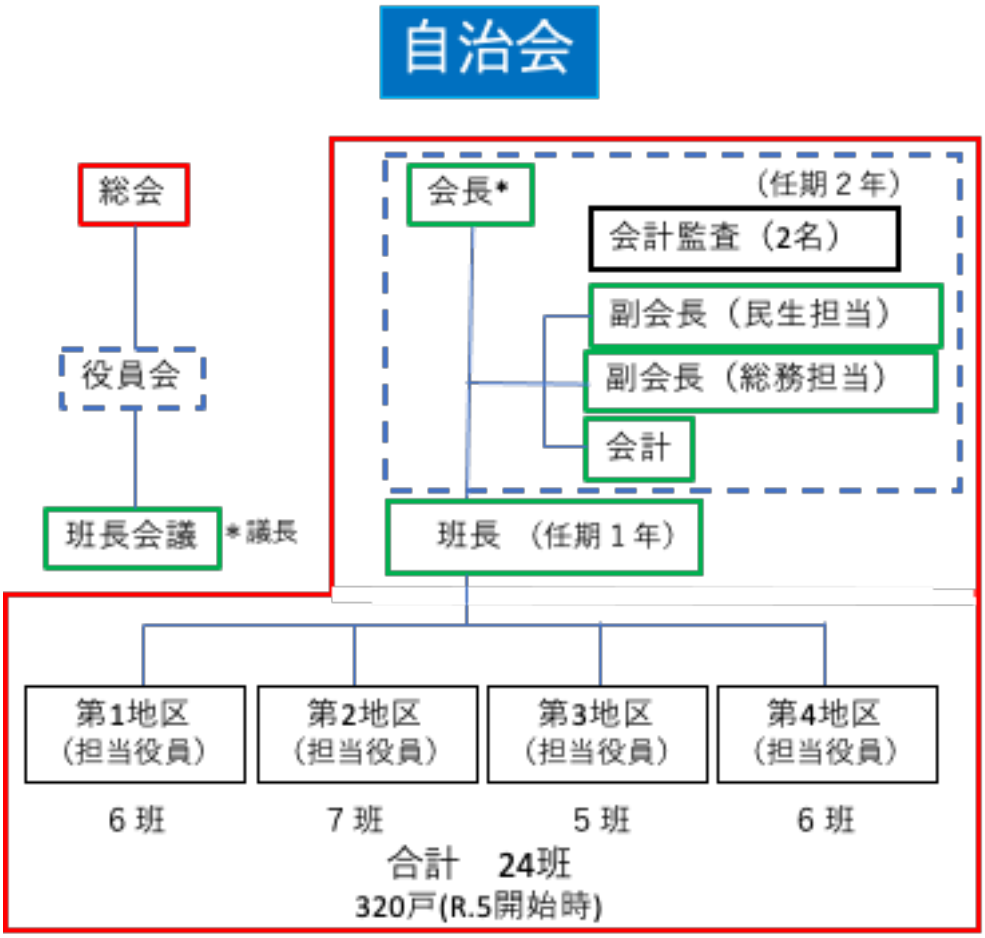

自治会の活動

1. 地域のコミュニケーションづくり
   住民主体で作っている長寿会や子供会などのサークルや同好会活動を支援し、茂原市等からの広報等を班単位で回覧または各世帯に配布しています。
2. 明るい住みよい町づくり
   より良い環境づくり、防犯などについて、自治会が中心となって取り組んでいます。
3. 災害に強い町づくりと助け合い
   災害発生時に被害者となりやすいのは小さな子供やお年寄りです。そのような方達を隣近所の人たちが力を貸して安全に避難ができ、少しでも安心して避難生活ができるように活動を行っています。また、日頃からの備えとして、住民に家具の不倒対策や最低限の食料備蓄等の呼びかけを行っています。
4. 住民と行政の連絡・調整
   交通安全、防犯、ゴミ処理等、日常生活において、一人では解決が難しい課題も多くあります。自治会はこれらを解決するために、地域住民の代表として要望などを行政に伝え、その実現を図り、住民と行政のパイプ役を担っています。
5. 公益団体への協力を通じて地域福祉の向上などに協力・貢献をしています。

行事

4月　　自治会定例総会
　　第 1 回 班長会議
　　防災会定期総会
6月　　町内一斉清掃
7月　　第 2 回 班長会議
9月　　敬老の日記念品贈呈
　　防災訓練
11 月　秋の防災パトロール
12 月　集会所運営協議会
1月　　第 3 回 班長会議
4月　　会計監査

- 毎月第1木曜日　　定例役員会
- 適宜　防災委員会
- 5 月, 10 月　集金
- 6 月, 11 月　花壇に草花の植え付け
- 年 15 回　南公園・集会所、東、中央、北公園の清掃（各班年 3 回）

サークル・同好会

萩原町長寿会　　萩の町子ども会　グラウンドゴルフ同好会　　萩原桜朗詠会
ダンス同好会　　キルト・プラチナ会　　アンサンブル萩　　萩原健康麻雀愛好会
カラオケ同好会

参加希望のサークル・同好会がありましたら、代表者をお教えしますので役員にお問合せください。

ゴミの分別・出し方

萩原町自治会では会員から集めた自治会費を使ってゴミ集積所の設置や維持を行っています。ゴミ集積所は地域住民みんなで使う大切なところです。茂原市から毎年配られる「ゴミと資源の分け方・出し方」に記載のルールに従って、正しい方法で出して下さい。

全てのゴミは前日や夜間に出さないで、収集日の朝8：30までに出して下さい。

燃えるゴミ　収集日：毎週火・木・土

必ず指定の青いゴミ袋に入れて下さい。生ゴミはカラスに狙われますので、必ず備え付けのネットを被せるか、ゴミ収集箱に入れて下さい。備え付けのゴミ収集箱はそれほど強度がありませんので、丁寧に使って下さい。

専用袋が不要のものとして小枝がありますが、長さ 50cm 以下、直径 30cm 以下になるように束ねて紐でしばって下さい。1軒につき 1 度に2束までの制限があります。

資源ゴミ　収集日：毎月第2・第4金曜日

スプレー缶・カセットボンベ、カン、ビン、ペットボトル、紙類、衣類、乾電池（乾電池は年3回のみ）。紙類等は雨天時には透明ビニール袋に入れるなど決められた方法に従って出して下さい。

カン、ビン、ペットボトルは食料・飲料用のもののみです。

紙類、衣類等は品目別にヒモでしばってください。綿の入った冬物衣料などは資源ごみとして出せません。

スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切り、穴を開けずに資源ゴミとして黄色のネットに入れて出して下さい。絶対に燃えないゴミとして出さないで下さい。

乾電池も年に3回出せますので乾電池の端子にテープを貼り、絶縁してから透明の袋に入れて「乾電池」と表記してから、上記「ゴミと資源の分け方・出し方」に書いてある日に出して下さい。

燃えないゴミ　収集日：毎月第1金曜日

必ず指定のゴミ袋（半透明）に入れて下さい。資源ゴミ以外のビン・カン・ガラスやセトモノ、折りたたみ傘など。蛍光管・ガラス・刃物は新聞紙等にくるんでから専用袋に入れて下さい。

粗大ゴミ　収集日：毎月第3金曜日

自転車、ベビーカー、電子レンジ、ガスレンジ、プラスチック衣装箱、長い傘、扇風機、掃除機、ポリタンク、すだれ、よしず等。トタン（3枚まで）、カーペット（大きなものは20kg 以内になるように切る）、布団（1 度に2枚程度）などものによっては数量制限や重量制限があります。

燃えるゴミ・燃えないゴミの指定袋に入らないもので、長さ1.8m 及び重さ20kg を超えないものとなっています。

環境衛生センターに搬入して処理できるもの（処理手数料　374円/20kg）

草・木片等（全て長さは50cm 以下、生木は直径5cm 以下、乾木は直径10cm 以下に限る）、タンス、ソファー、引っ越しで一時的に出る大量の段ボールなど。

集積所にも出せず、環境衛生センターにも搬入できないもの

畳、タイヤ、オートバイ、バッテリー、パソコン、消化器、農薬、農機具、ブロック・鉄骨類、レンガ・コンクリートくず、家電リサイクル品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンなど）があります。購入店、工事を依頼した業者等に依頼して下さい。

ごみに関するお問合せ・相談は下記まで

長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課　☎0475−23−4944

茂原市役所環境保全課　☎0475−20−1504

美化活動

☆集会所・公園の清掃

町内を 24 の班に分け、各班は町内の公園と集会所の清掃を年に 3 回ずつ行うようにしています。

☆公園の管理

長寿会が中心となって町内公園の花壇の整備を行っています。

☆草刈りたい

ボランティアによる公園や道路脇の草刈りを不定期に実施しています。通常、公園は町内を24に分けた班が当番制で草刈りや掃除をしていますが、住民の高齢化等により十分な維持ができなくなってきていることから、それを補う目的で有志による活動を始めました。
草刈りたいによる支援が必要な班の班長さんは役員までご連絡ください。

また、ボランティアとして登録していただける方を募集しています。ご賛同いただける方は役員までご連絡下さい。

環境保全

萩原町自治会は会則にもあるように『地域住民の親睦ならびに福祉の増進をはかることを目的』に「環境衛生に関すること」、「体育・レクリェーションに関すること」、「防犯・防火・防災に関すること」、「社会教育および福祉活動に関すること」を上の目的達成のための事業として掲げています。

それらの実現のためには、そのさらに基礎となる最低限のルールを守り、周囲に迷惑をかけないように気配りをすることが大切です。ほとんどの方には守って頂いていると思いますが（あるいは外部の人が町内で行っていることかもしれませんが）、ゴミの出し方など次に掲げるような事柄に注意してください。

1. ゴミの出し方

   ゴミは本冊子4ページの「ゴミの分別と出し方」および市発行の「令和5年度版 ゴミと資源の分け方・出し方」、「保存版 ゴミと資源の分け方・出し方」 に記載している事項をよく守り、正しい方法で出してください。
2. 犬の糞の後始末と猫の餌付け犬の糞は放置しないで必ず持ち帰ってください。また、野良猫に餌はやらないようにしてください。
3. 空き家の適切な管理空き家の植栽や雑草の適切な管理を怠りますと、近所に多大な迷惑をかけることになります。また、衛生上、防犯上、景観上の問題が発生します。
4. その他、防犯、交通安全、環境等、住民全員が安心して、楽しく暮らすことができるまちづくりのためにご協力をお願いいたします。

防災

防災は自助（自分の命は自分で守る）、共助（みんなの町はみんなで守る）、公助（市や消防などの取り組み）の連携が大事です。

東日本大震災はもとより、その後に発生した熊本地震などの災害は、巨大災害から住民の命と生活を守るためには、自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」、あるいはコミュニティに根ざして取り組むという「地区防災」が不可欠であることを改めて私たちに教えてくれました。そのために普段から自分の家庭で準備しておくこと、自治会単位で準備しておくことなどをまとめました。

個人や家庭での備え

1. 茂原市発行の地震ハザードマップと洪水ハザードマップを見て、自宅や周辺の危険度を調べる。
2. 住宅や塀の耐震補強、家具の転倒や通電火災の発生を防止する取り組みなど予防的な活動を行う
3. 懐中電灯等の照明機器、ラジオ等の情報収集用品、救急箱等の医療用品、のこぎり・バール等の救出用具、消火器等の消火用具、最低 3 日分の水（飲用だけで一人一日 2～3L が必要）と食料を備蓄しておく（詳しくは次のページ）
4. 避難所への安全なルートを実際に歩いて確認しておく
5. スマホに防災アプリをインストールして情報を入手する
   「Yahoo!防災アプリ」「NHK ニュース・防災」「」など
   Yahoo!防災アプリ　https://emg.yahoo.co.jp
   NHK ニュース・防災
   https://www3.nhk.or.jp/news/news_bousai_app/index.html
6. 千葉県や茂原市などからの防災・防犯メールを受け取れるようにしておく
   茂原安全・安心メール【事前登録が必要】
   [パソコン・スマホ]　http://www.city.mobara.chiba.jp/0000000943.html/
   [携帯]　http:/www.city.mobara.chiba.jp/m/page/0000000943.html/
   ちば防災メール【事前登録が必要】
   [パソコン・スマホ・携帯]　http://chibapref3.bosai.info/bosaimail/
7. その他役に立つ情報源
   「東京防災」
   https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/content/kurashi_2/01tokyobousai.pdf

自治会での備え

災害リスクの増大と少子高齢化の進展の中で、自主防災組織がより強くなることが求められています。具体的には避難誘導や安否確認、さらには避難所運営などをコミュニティ主体で進めることが期待されています。高齢者や障害を持つ人などの要支援者を支える地域活動の強化も自主防災組織には欠かせません。

萩原町自治会では自分たちの町を自分たちで守るために、自主防災組織である「萩原町防災会」を立ち上げ、日頃の点検や啓蒙活動による準備と災害発生時に備えての定期的な訓練を行います。

防災会

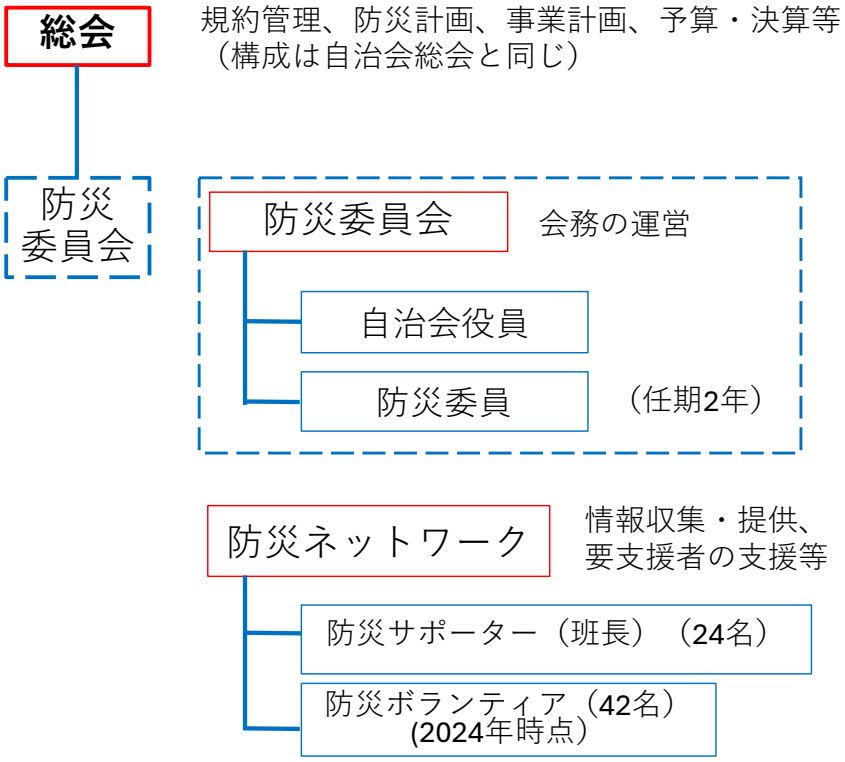

災害に備えて用意するもの

前ページの品目の他に、それぞれの家庭の実情に応じた参考品目

- □ビニール袋（大きめ）
- □ロウソク、ライター、マッチ
- □石けん、ドライシャンプー
- □メガネ（老眼鏡）
- □軍手
- □ロープ
- □スマホの充電用電源
- □
- □
- □ティッシュペーパー
- □使い捨て食器
- □携帯ナイフ
- □常備薬
- □ヘルメット
- □粉ミルク・哺乳ビン・紙おむつ
- □
- □
- □

会計の状況

自治会費は自治会の運営に充てる「自治会費（一般会計）」と集会所の維持管理を目的とした「集会所維持費会計」があります。1ページ目の「自治会費・集会所維持費」にあるように、自治会費として月額200円を前期6ヶ月、後期6ヶ月分の2回にまとめて徴収しています。また集会所維持費として半年毎に200円ずつ集めています。

将来の集会所の建て替えに備えて、会員の一時負担金を軽減するために設立された「集会所建設基金特別会計」があり、建設資金の剰余金を元手とし、自治会費から積立金を工面しています。令和3年度（2021年度）には台風による屋根の破損を修理する必要が生じたため、この特別会計は建て替え時だけでなく、補修等の目的のためにも使用できるようにしました。

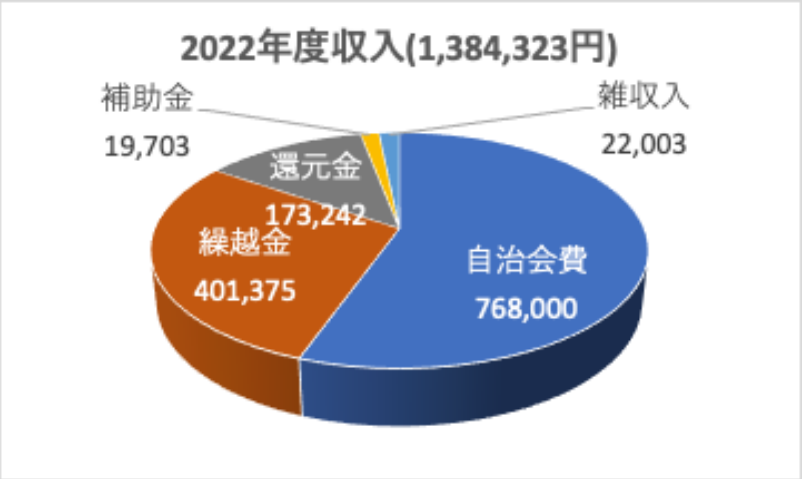

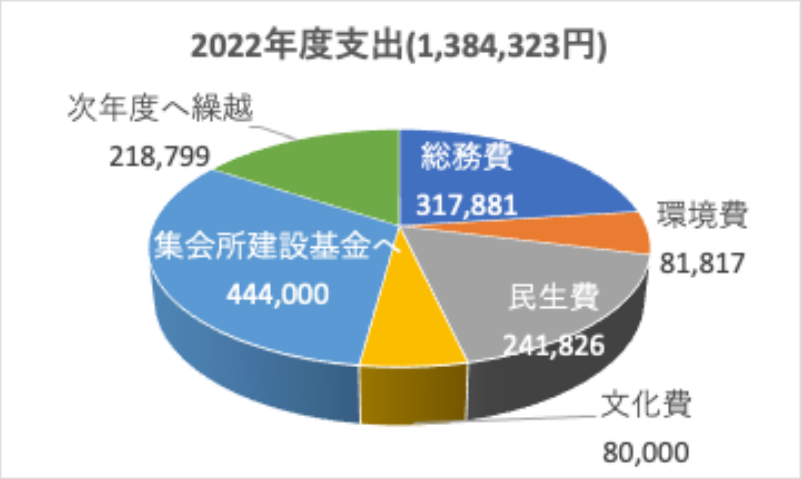

人口・世帯数の推移

	1991年（平成3年）				2024年（令和6年11月）			
	人口			世帯数	人口			世帯数
	合計	男	女		合計	男	女	
萩原町１丁目	560	260	300	173	433	190	243	191
〃　２丁目	453	214	239	145	329	153	176	157
〃　３丁目	214	109	105	69	302	156	146	128
合　計	1,227	583	644	387	1,064	499	565	476

	1991年（平成3年）			2024年（令和6年）		
	班数	会員数（加入世帯数）	未加入世帯数	班数	会員数（加入世帯数）	未加入世帯数
萩原町１丁目	13	142	31	12	136	55
〃　２丁目	8	129	16	7	107	50
〃　３丁目	4	53	16	5	78	50
合　計	25	324	63	24	321	155

萩原町自治会会則

第１条　この会は萩原町自治会と称し、事務局を萩原町集会所（茂原市萩原町１丁目 134 番地）内に置く。

第２条　この会は萩原町内に居住するもので組織する。

第３条 この会は民主主義の精神にもとづき共同生活をとおして地域住民の親睦ならびに福祉の増進をはかることを目的にする。

第４条　この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1　環境衛生に関すること。
2　体育、レクリェーションに関すること。
3　防犯、防火、防災に関すること。
4　社会教育および福祉活動に関すること。
5　その他前条の目的を達成するための諸事業。

第５条　この会は事業を行うため次の部をおく。

1　総務部：総会、役員会、議事の収録および会計、班長との連絡、その他、他の部に属さない諸事業。
2　文化部：広報活動に関すること、体育レクリェーションに関すること、青少年育成に関すること。
3　民生部：社会福祉、防犯、防火、防災に関すること。
4　環境部：環境美化に関すること。

第６条　この会に次の役員をおく。

1．会長１名　２．副会長２名　３．会計１名　４．会計監査２名　５．班長 各町内班毎に１名

第７条　役員の選出

1　会長、副会長、会計および会計監査は総会により選出する。
2　班長は班員の互選による。

第８条　役員の任期

1　前条１項の役員は２年とする。但し再任は妨げない。
2　前条２項の班長は１年とする。但し再任は妨げない。

第９条　役員の任務

1　会長は会を代表し会務を整理する。
2　副会長は会長を補佐し、会長の職務を代理する。
3　会計は会計事務を担当する。
4　会計監査は庶務会計を監査する。
5　班長は班内の事務連絡を行う。

第 10 条 この会に顧問をおくことができる。顧問は自治会員のなかから会長が委嘱する。

第 11 条 総会

1　総会は定期総会と臨時総会とする。
2　定期総会は毎年１回会長がこれを招集する。
3　臨時総会は必要に応じて開催する。
4　総会に付議される事項は次のとおりとする。

イ．会則の制定、改廃。
ロ．事業計画および報告。
ハ．予算および決算。
ニ．役員の改選。
ホ．その他、必要な事項。

第 12 条　役員会は必要に応じて開催する。

第 13 条　この会の経費は会費その他の収入による。

1　会費は１世帯あたり年２回に分けて徴収する。
2　会計年度は４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

第 14 条　その他必要な事項は役員会で決める。

萩原町自治会

設　　立：昭和 38 年（1963 年）
所 在 地：〒297-0018
　　茂原市萩原町１丁目１３４番

会　　員：320 世帯
自治会費：2,400 円/年（別途、集会所維持費として　400 円/年）

2024 年４月１日現在